

平成26年12月18日

会 員 各 位

一般社団法人大分県建設業協会
会 長 安 部 正 一
(公印省略)

「不当要求防止責任者講習」に係る責任者の選任について

大分県土木建築部は、平成28年度以降の格付けに当たり、主観点数基準の見直しを行い、「不当要求防止責任者講習」を受講した企業に対し主観点数を付与（加点）することとしております。

この「不当要求防止責任者講習」は(公財)大分県暴力追放県民会議が実施しており、講習済証を受け取るには次の手順を踏まなくてはなりません。

- ①各企業ごとに、責任者を選任する
- ②「責任者選任届出書」を所轄警察署又は大分県暴力追放県民会議に提出する
- ③後日往復ハガキで講習日が通知される
- ④責任者が受講し、講習済証を受け取る

これだと、講習日がいつになるか分からない、建設業だけでなく他の業種も一緒に受講するため、効果的な講習を受けられません。

本会では、大分県暴力追放県民会議の協力のもと、会員企業を対象に各支部毎の開催を計画しております。

つきましては、講習会を受講するに当たって、事前に「責任者選任届出書」の提出が必要でありますので、受講を希望される企業は、下記により選任届出書を所属支部にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、講習会の日程につきましては、大分県暴力追放県民会議と協議し決まり次第お知らせいたします。

記

1. 責任者の選任 責任者は社長に続く、次席の方や総務課長等、最初にトラブル等の窓口となる方を選任願います。
2. 「責任者選任届出書」の提出先・期限
 - (1) 提出先 所属支部
 - (2) 期限 平成27年1月15日（厳守願います）
3. その他

既に「講習済証」を交付されている方並びに現在手続き中の方の提出は不要です。